

道路占用を伴う日本大通りイベント実施ガイド (地域における合意形成編)

* 通行規制を伴うイベントを対象とします



—日本大通りでのイベント開催にあたっては「**地域における合意形成**」が必要です—

「日本大通り」はイベント専用会場ではなく、沿道にお住まいの方や事業活動を営んでいる方がおり、通りの質を高めようと地域が大切にしています。この「日本大通り」という「道路施設」を使用するにあたっては、このガイドの内容を踏まえ、沿道事業者や住民との合意形成を図ってください。

【主なポイント】

①音に関すること

○音を発生する場合は、9時～17時としてください。

○県庁側は日曜日午前中にスピーカー、ドラム等、大音量を発生する機材は使用できません。

※音の大きさには、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準が適用されます。

②緊急連絡先を設けること

イベント開催期間中の緊急事態や苦情への対応のため、イベント主催者及び主催・共催・後援の行政担当者等の当日の緊急連絡先（必ず当日に連絡がつくもの）を設けてください。

③オープンカフェと協調したイベントとなっていること

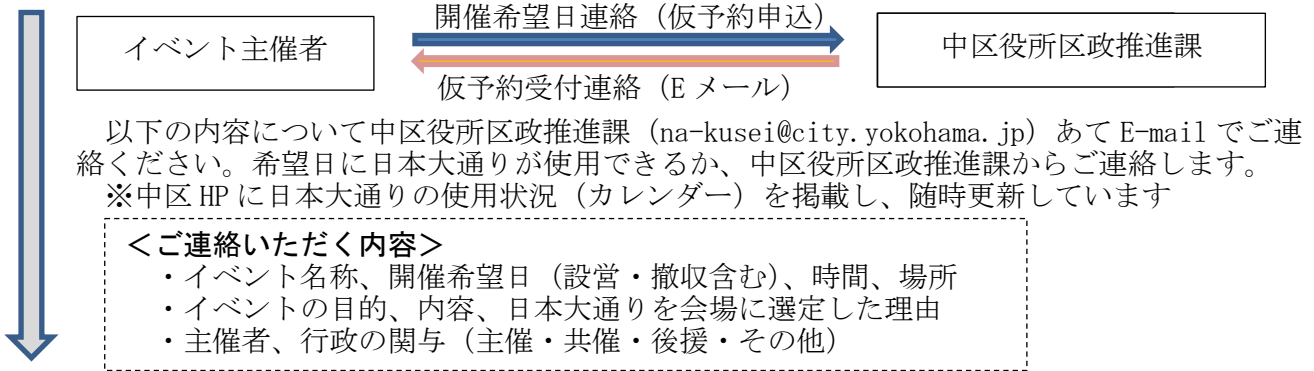
日本大通りでは、風格ある賑わいづくりに向け、沿道店舗が「オープンカフェ」に取り組んでいます。オープンカフェの営業に支障がでないよう、配慮してください。

※詳細は6ページをご確認ください

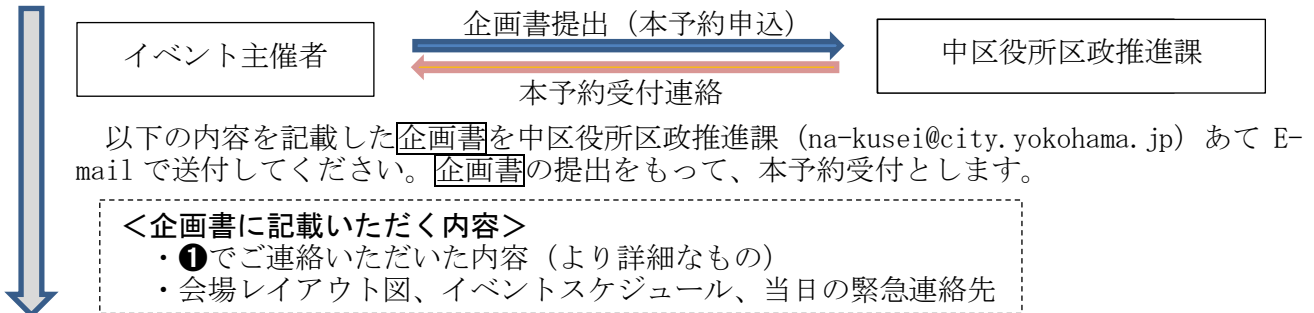
令和6年8月15日

○イベント開催に向けた地域の合意形成フロー図

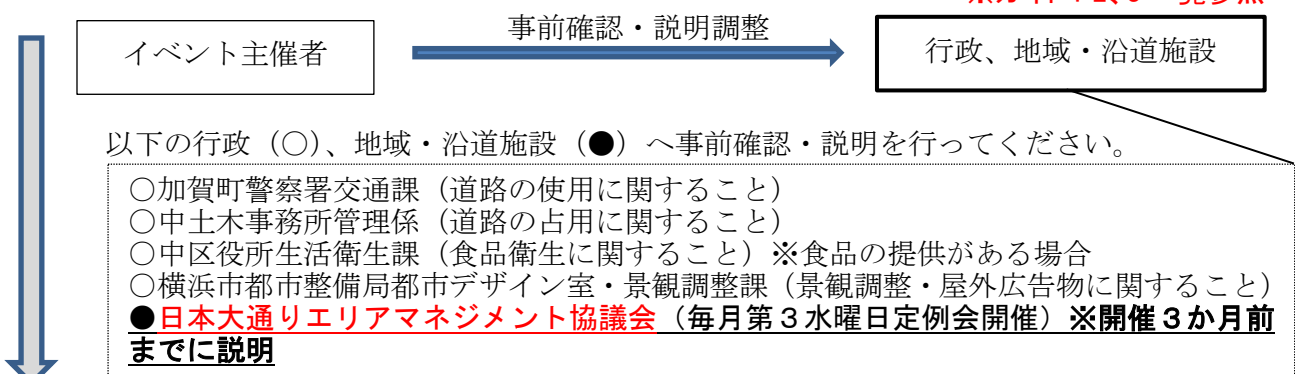
① イベント開催希望日の確認・仮予約（6か月前から可）



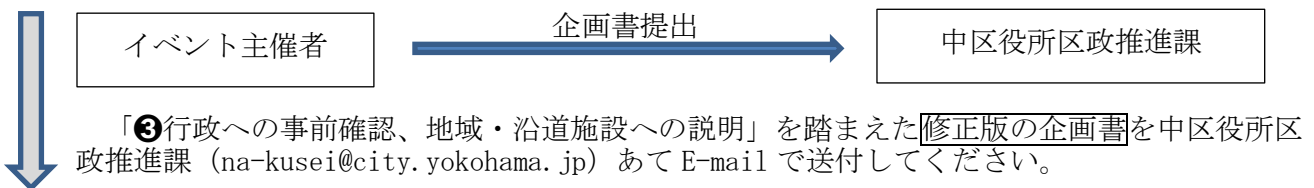
② 企画書の提出・本予約（4か月前まで）【企画書の提出がない場合は、仮予約を取り消します】



③ 行政への事前確認、地域・沿道施設への説明



④ 修正版の企画書の提出（2か月前まで）



⑤ 中区役所区政推進課から「地域からの意見書」の送付



「④修正版の企画書」を踏まえ、開催を希望するイベントへ地域からの意見書を送付します。

イベント実施後

※企画書と実際のイベント内容に相違があった場合や大きな苦情があった場合は、次回の開催について地域における合意形成が得られない可能性が高いです（許認可申請の関係で企画書に変更があった場合には、イベント当日までの間に中区区政推進課に送付してください）。

※イベント開催終了後、報告書を中区区政推進課あてご提出ください（参考書式は中区HP掲載）。

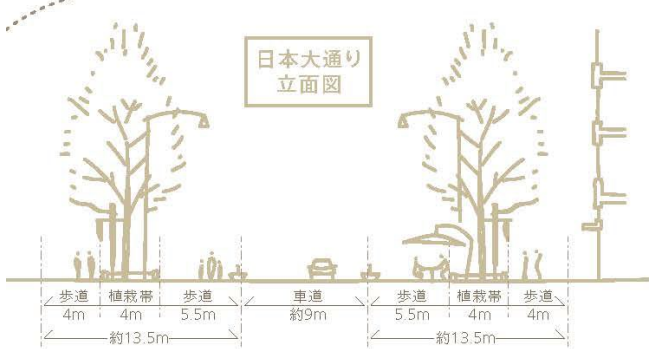
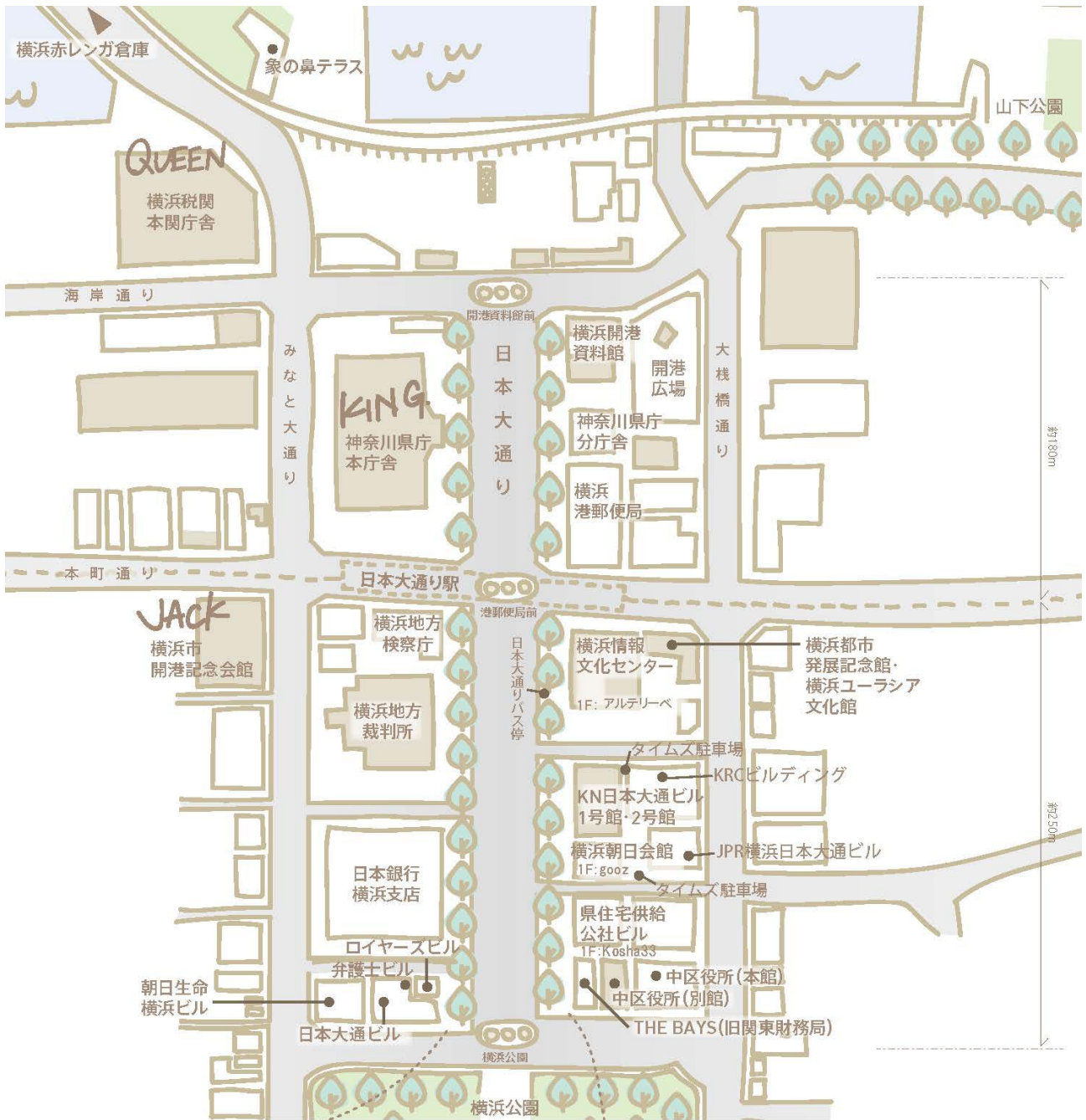
○許認可等問い合わせ及び申請先一覧

問い合わせ先	連絡先(TEL)	内 容	申請・連絡時期
横浜市中土木事務所 管理係	045-641-7681	道路占用の条件等についての事前相談	6 か月前
		道路占用許可申請相談	2 か月前まで
		道路占用許可申請	1 か月前まで
横浜市中区役所 生活衛生課食品衛生係	045-224-8337	イベントでの食品提供についての事前相談（主催者）	6 か月前
		行事開催届（主催者）又は行事概要届出書（主催者）、 営業許可申請（各出店者）、営業届（各出店者）	1 か月前まで
横浜市中区役所 生活衛生課環境衛生係	045-224-8339	興行場、旅館、公衆浴場、温泉利用、理容・美容師法、 クリーニング業法、動物取扱業に該当する場合の手続き	6 か月前
横浜市都市整備局 景観調整課	045-671-2648	屋外広告物に関すること	6 か月前
横浜市都市整備局 都市デザイン室	045-671-2023	景観に関すること	6 か月前
横浜市都市整備局 都心再生課	045-671-2673		
横浜市政策局 広報戦略・プロモーション課	045-671-3999	映画・テレビ・CM等のロケ撮影	1 か月前まで
横浜市交通局 自動車本部運輸課	045-671-3196	観光系バス路線や路線バスなど運行の変更依頼 ※交通規制が生じる場合	2 か月前まで
神奈川県国際文化観光局 文化課	045-285-0219	県庁舎等の調整に関すること ※神奈川県庁前でイベントを実施する場合	3 か月前
加賀町警察署 交通課交通総務係	045-641-0110	イベント等実施前の説明・相談	2 か月前まで
		道路使用許可	1 か月前まで
		会場準備・撤収の車両駐車のための道路使用許可	
		出店者の準備のための道路使用許可	
		実施時の道路使用許可	
		交通規制の立て看板の設置のための道路使用許可	
		警備計画	
パーキングメーター休止申請			
横浜市中消防署 総務・予防課予防係 予防担当	045-251-0119	催物開催届出書	1 か月前まで
		露店等開設届出書	
横浜市中消防署 総務・予防課予防係 危険物担当	045-251-0119	少量危険物貯蔵・取扱届出書	1 か月前まで
		危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請	
横浜市中消防署 警防課防災係	045-251-0119	道路工事・占用届出書	

○地域・沿道施設等の連絡先一覧

No.	団体名	事前説明・ 企画書の提出方法	連絡先(TEL)	説明時期	土日・祝日における 業務・車両出入りの有無	備考
1	日本大通りエリアマネジメント 協議会	委員会メンバーが 出席する定例会（毎月開 催）にて直接説明		3か月前まで （事務局と要調整）		【E-Mail】 info@nihonodori.jp
2	海街自治運営会 ※連絡先は中区役所です	E-Mail	045-224-8127 （中区区政推進課）	6か月前		【E-Mail】 na-kusei@city.yokohama.jp
No.	団体・施設名	事前説明・ 企画書の提出方法	連絡先(TEL)	説明時期	土日・祝日における 業務・車両出入りの有無	備考
1	神奈川県総務局財産経営部 庁舎管理課庁内管理グループ	電話、E-Mail	045-210-2620	6か月前	車両出入り有	【E-Mail】 chonai.kanri@pref.kanagawa.lg.jp
2	横浜地方裁判所 総務課庶務第一係	電話	045-664-8777	2か月前	業務有・車両出入り有	イベント開催に伴う通行規制に ついて早めにご連絡ください
3	横浜地方検察庁 総務課庶務係	直接説明	045-211-7600	1か月前まで	業務有・車両出入り有	来訪前に必ず電話でご連絡ください
4	日本大通ビル	直接説明				管理事務室に直接お持ち込みください
5	弁護士ビル	ポスティング	045-641-3625	2か月前まで	車両出入り有	
6	ロイヤーズビル	電話、ポスティング	045-664-0919	2か月前まで	業務有・車両出入り有	
7	JPR横浜日本大通ビル	直接説明				管理事務室に直接お持ち込みください
8	KRCビルディング	ポスティング	045-662-1673	6か月前	業務有（土曜のみ）	
9	KN日本大通ビル	E-Mail、ポスティング		2か月前まで	業務有・車両出入り有	ビルの入口をふさがないでください
10	横浜情報文化センター	電話、E-Mail	045-664-3792	6か月前	業務有・車両出入り有	【E-Mail】 qqqm5ed9k@poppy.ocn.ne.jp
11	横浜港郵便局 総務部	直接説明	0570-943-550	2か月前まで	業務有・車両出入り有	車両の出入りを妨げないでください
12	横浜開港資料館	直接説明	045-201-2100	6か月前	業務有・車両出入り有	車両の出入りを妨げないでください
13	THE BAYS	直接説明				管理事務室に直接お持ち込みください
14	タイムズ24株式会社	電話	045-224-8924	2か月前まで	車両出入り有	無人の時間貸駐車場のため、不特定多数 の方が利用されます。必ず余裕を持った 事前説明をお願いします。
15	アルテリーベ	E-Mail	045-210-9407	6か月前	ウェディング日程要確認	【E-Mail】 bridal@alteliebe.co.jp アルテリーベウェディングデスク
16	ギャラリー・パリ	E-Mail	045-664-3917	6か月前		【E-Mail】 info@galerieparis.net
17	神奈川県住宅供給公社	E-Mail及び 電話または直接説明	045-651-1842	6か月前	施設内及び施設前にて イベント実施する場合あり	【E-Mail】 kjk@kanagawa-jk.or.jp
18	横浜海岸教会	ポスティング		2か月前まで	日曜日午前中に礼拝有	ポスティングの際は、教会入口ではなく、 建物奥の住宅ポストへ投函してください

<地域・沿道施設等の地図>



「地域」について
 「地域」は、日本大通り活性化委員会と海街自治運営会の2団体を指します。
 その他沿道施設等についても、P3の地域・沿道施設等の連絡先一覧をご確認のうえ、ご説明をお願いします。



日本大通りでのイベント開催にあたっては、「地域における合意形成」が必要です

公共的な空間である日本大通りでイベントを開催するにあたっては、地域住民・団体との合意形成がなされていることが前提となります（※国土交通省通知等に基づくものです）。

イベントによる騒音の発生、道路上への物件設置による一般交通への影響、交通渋滞の発生等、周辺にお住まいの方や業を営む方などの日常生活への配慮が求められます。

イベントを開催するにあたって、地域や沿道施設へ丁寧な企画説明・調整を行い、地域に受け入れられるイベントとしてください。

<例>

●日本大通りの特徴や課題などを踏まえて、イベントの内容を考える

- ・地域の賑わい創出の効果だけでなく、交通渋滞の発生など想定される問題に配慮すること
 - ・道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動を併せて実施すること
 - ・道路上の街路樹等におけるイルミネーションの設置や花・緑による装飾など、一般通行への影響が少ないものを実施すること
- など

●イベント実施組織の工夫

- ・公的な性格のある団体が主催者となること
 - ・主催者が、地方公共団体の協賛・後援などを受けること
 - ・地域の様々な主体から構成される実行委員会、協議会などを組織すること
- など

●地域住民や事業者の生活環境への配慮や地域での取組への支援

- ・音の発生するイベント等では、生活や営業に支障が発生しないよう十分な事前調整を行うこと
 - ・地域で実施している緑化活動や清掃活動などの支援をすること
- など

(参考) 地域から寄せられる主な苦情

- ・音がうるさい（主にアンプ・スピーカーを使用するものに対して）
- ・振動がする（主にアンプ・スピーカーを使用するものに対して）
- ・アンプ・スピーカー等を使用して音を発生させる場合は、9時～17時までの間にしてほしい
- ・県庁側は、日曜日の午前中はアンプ・スピーカー等を使用して音を発生させないでほしい
- ・設営・片付けの際も音・振動に配慮してほしい
- ・暗くなってからもイベントが終わらないのは困る（騒音・照明関係）
- ・イベント来場者が建物（主に民間ビル）に入り、トイレを無断で使われる
- ・建物（主に民間ビル）のエントランス付近に座る人などがいて、出入りの支障になってしまう
- ・建物の敷地内に、自転車・バイクを止められてしまう
- ・ごみを捨てられてしまう（道路、植栽帯、建物敷地内等）
- ・苦情を言ってもすぐに対応してくれない（連絡先が分からない）ことがある
- ・日本大通りの魅力を高めるような景観に配慮したイベントにしてほしい

○イベント開催にあたって守っていただくこと（地域における合意形成に向けて）

■音に関すること

音を発生する場合は、9時～17時としてください。

（県庁側は日曜日午前中にスピーカー、ドラム等、大音量を発生する機材は使用できません）
なお、音の大きさは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準が適用されます。

※周辺には開港資料館、教会、飲食店や住宅等があり、イベントで発生する音がそれらに大きな影響を与える可能性があります。周辺に配慮した対策を施すとともに、地域の理解を得ることが重要です。

※ステージ等を設置する場合は、ステージの位置や向きについても配慮をお願いします。

■緊急連絡先を設けること

イベント開催中の緊急事態や苦情対応のため、イベント主催者及び主催・共催・後援の行政担当者等の当日の緊急連絡先（必ず当日に連絡がつくもの）を設けてください。

■オープンカフェと協調したイベントとなっていること

日本大通りでは、風格ある賑わいづくりに向け、沿道店舗が「オープンカフェ」に取り組んでいます。オープンカフェや沿道店舗の営業に支障がでないよう、配慮してください。

※イベントと沿道が一体的に賑わうようなイベント手法・レイアウトについて検討を行ってください。特にオープンカフェや沿道店舗がテントの裏になってしまったり、ごみステーションになってしまったり、近辺に同業種の出店をしたりしないよう配慮してください。

■ごみに関すること

イベントによって発生するごみ（出店者・来場者等が排出するもの）に対して、適切な対応計画を策定してください（オープンカフェや沿道店舗への配慮、ごみステーションの設置、植栽帯へのポイ捨て対策等）。

■違法駐輪・トイレ・喫煙対策に関すること

日本大通りでは景観的配慮及び近隣施設への配慮からイベント実施に伴う仮設駐輪場（駐車場）や仮設トイレの設置は原則として行えません。また、日本大通りではオープンカフェも禁煙としており、喫煙について配慮した計画にしてください。

■通行規制・車両動線の確保に関すること

日本大通り沿道には、平日・土日祝日に関係なく車両の出入りがある施設や駐車場があるため、テナントビル等の出入口導線や駐車場利用者導線のスペース確保が必要です。各施設へ事前に説明するとともに、当日は交通誘導員を配置し、迂回路などの交通案内を行ってください。

■イベント開催後に必ず原状回復すること

道路などに汚損等ないように、必ず原状回復を実施してください。特に飲食の提供を伴うイベントは、シート等で養生し汚れ防止に努めてください（汚損等生じた場合は、主催者が清掃を行い、原状回復を行ってください）。

■イベント実施結果を報告すること

イベント開催終了後概ね1か月以内に、イベント実施報告書を中区役所区政推進課へEメールで提出してください（中区役所ホームページに参考様式あり）。

※企画書と大きな相違があった場合などは、別途ご説明いただく場合があります。

<参考>「地域の合意形成」「地域住民団体等との一体となった取組」等について

「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン（改訂版）」（平成28年3月国土交通省道路局）の「2 道を活用した地域活動の基本的考え方」には、次のように掲載されています。

(2) 地域活動の基本的考え方

地域活動の実施に当たっては、道路が公共の財産であることや、道路上への物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることなどから、

① 公共性・公益性への配慮

② 地域における合意形成

などに留意した取組みを行うことが必要です。

(略)

道路は国民の負担により建設・維持管理される公共の財産であり、また、道路上へ物件を設置すると一般交通の支障となるおそれがありますので、道を活用した地域活動の実施に当たっては、主として二つの点に十分な配慮が必要です。

その一つは、公共性・公益性に配慮することです。公共性・公益性の観点から、官民が連携して、特定の者の利害とならないようにする必要があるあります。

もう一つは地域における合意形成です。地域活動には参加者はもちろん、他の道路利用者、沿道住民、沿道店舗など多数の関係者がいますので、これらの関係者の間で十分な合意形成を図ることが必要です。地域の合意形成を確実に行うことによって、地域活動がより円滑に進められます。

(略)

※公共性：広く一般に開かれていること（特定の者のみで使用できる状態は不可）

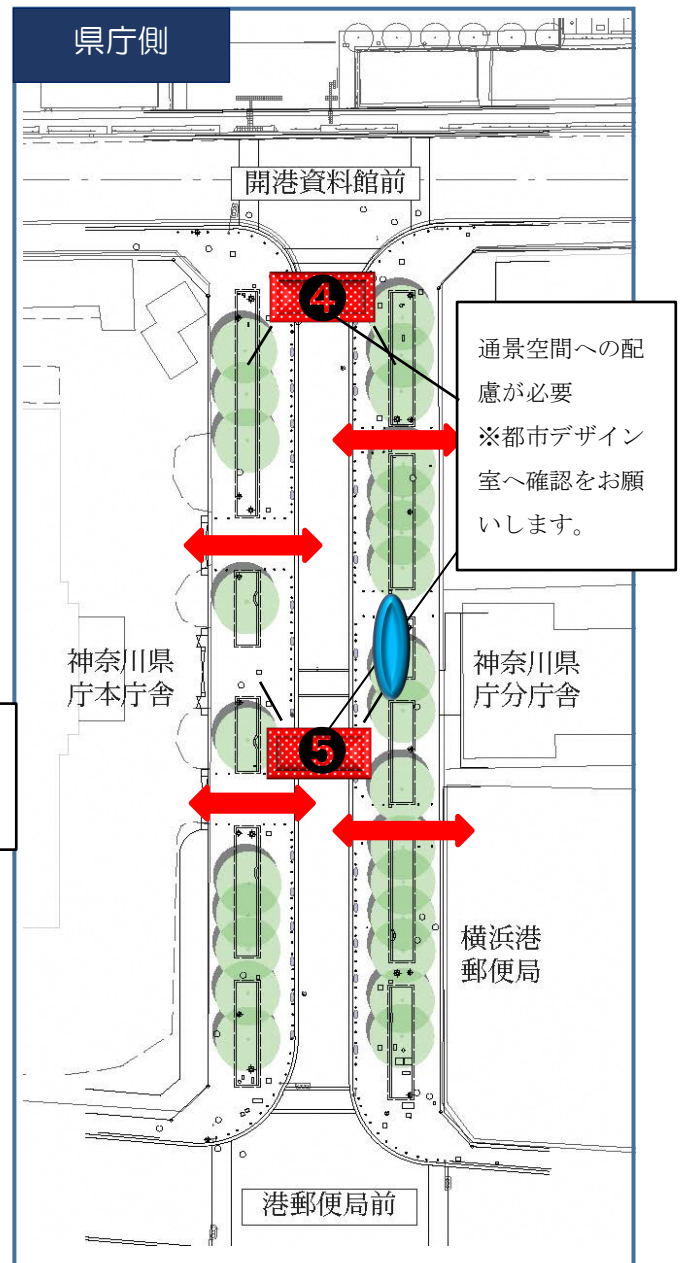
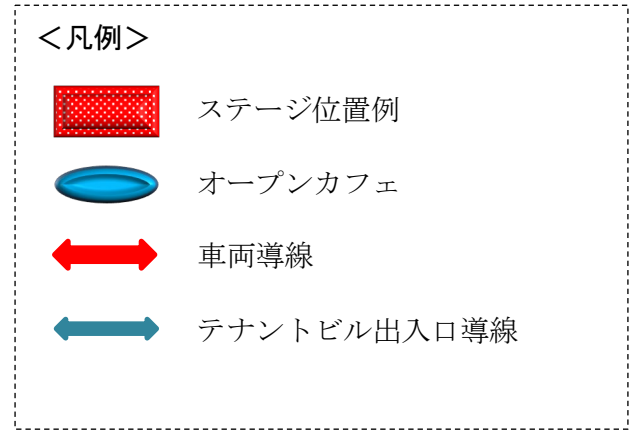
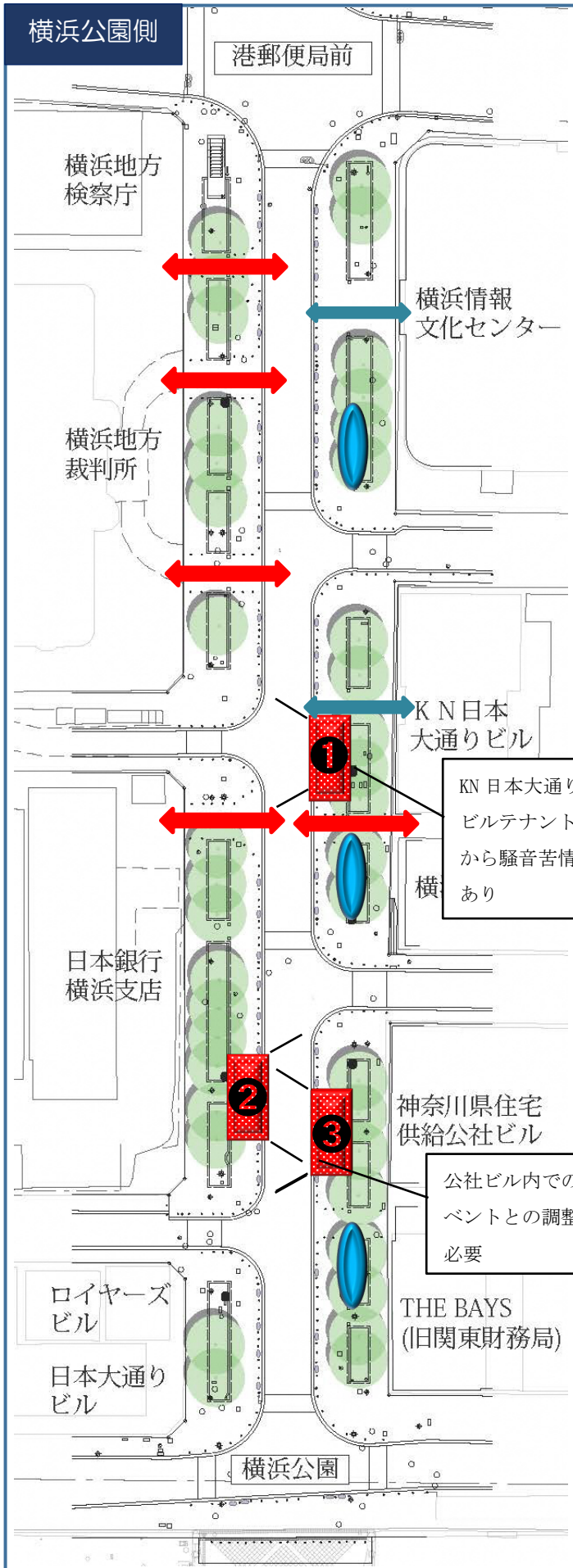
※公益性：住民の福祉の増進（利益）があること

また、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」（平成17年3月国土交通省道路局長通知）「2要件」では、次のようになっています。

(1) 路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントを支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

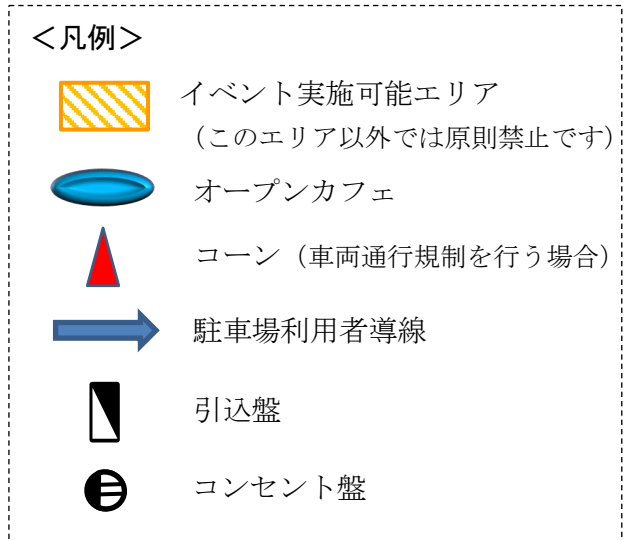
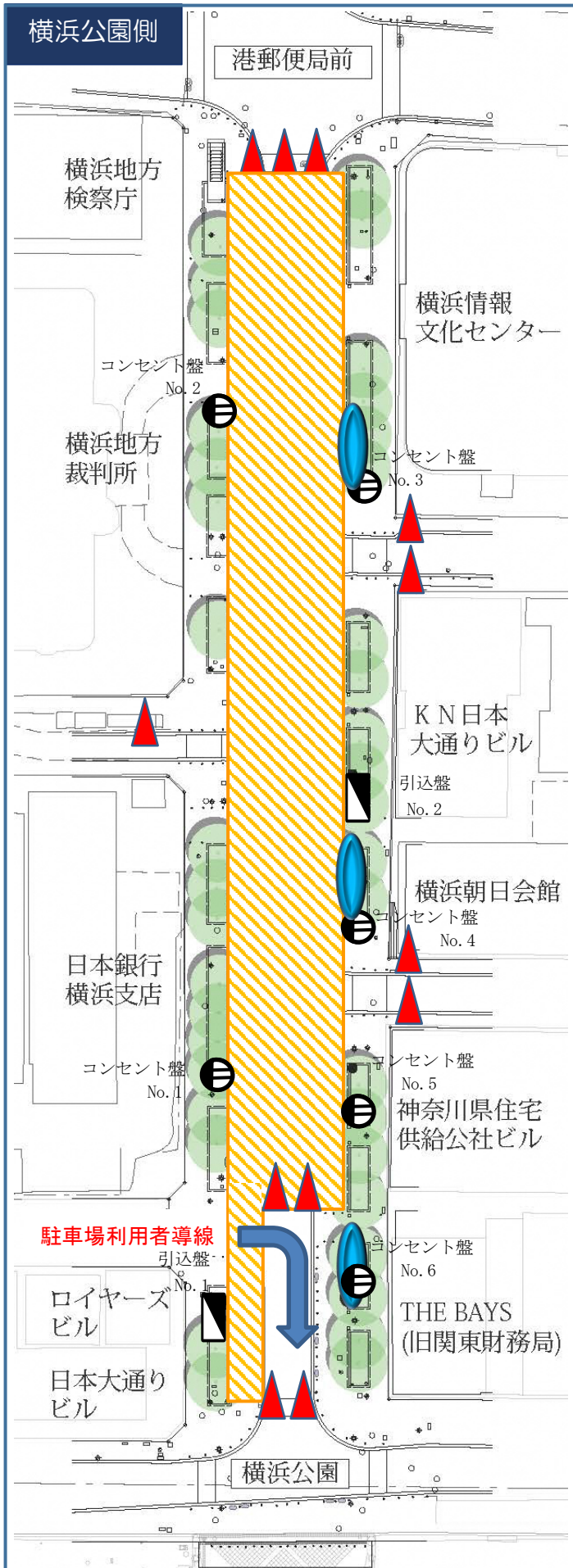
つまり、①地域住民・団体等が一体となって取り組むこと
かつ、②地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するものであること（地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合）が求められています。

○ 過去イベント開催時のステージ設置例及び注意点について

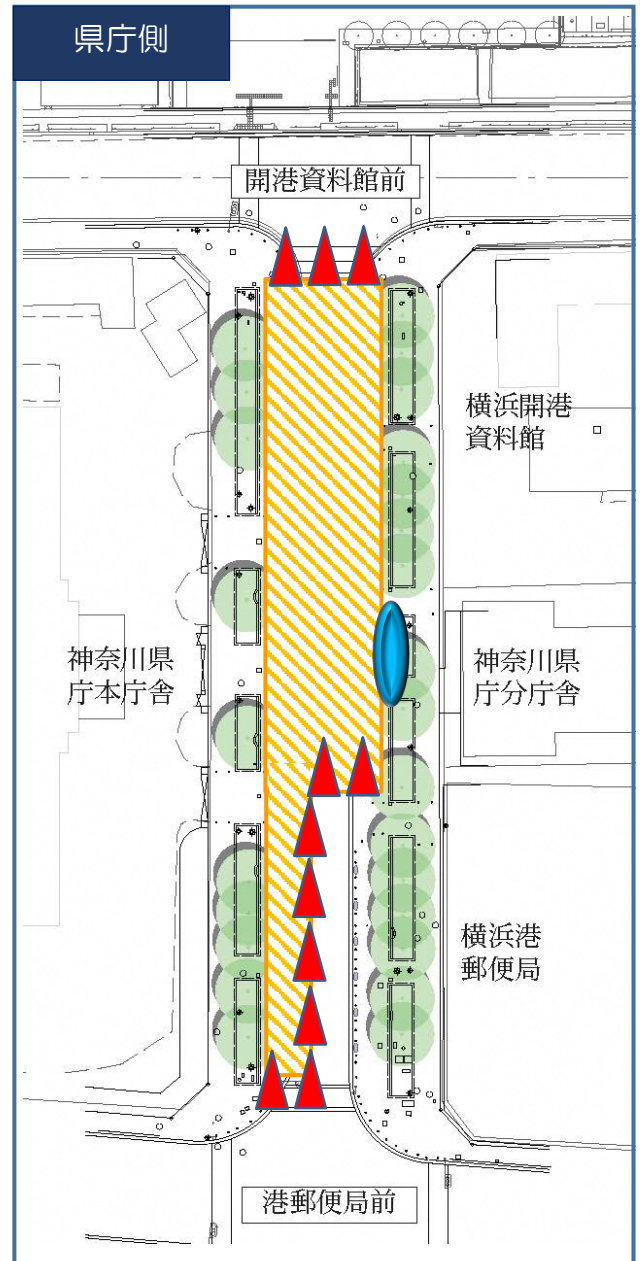


○ イベント実施可能エリア / 電源位置図

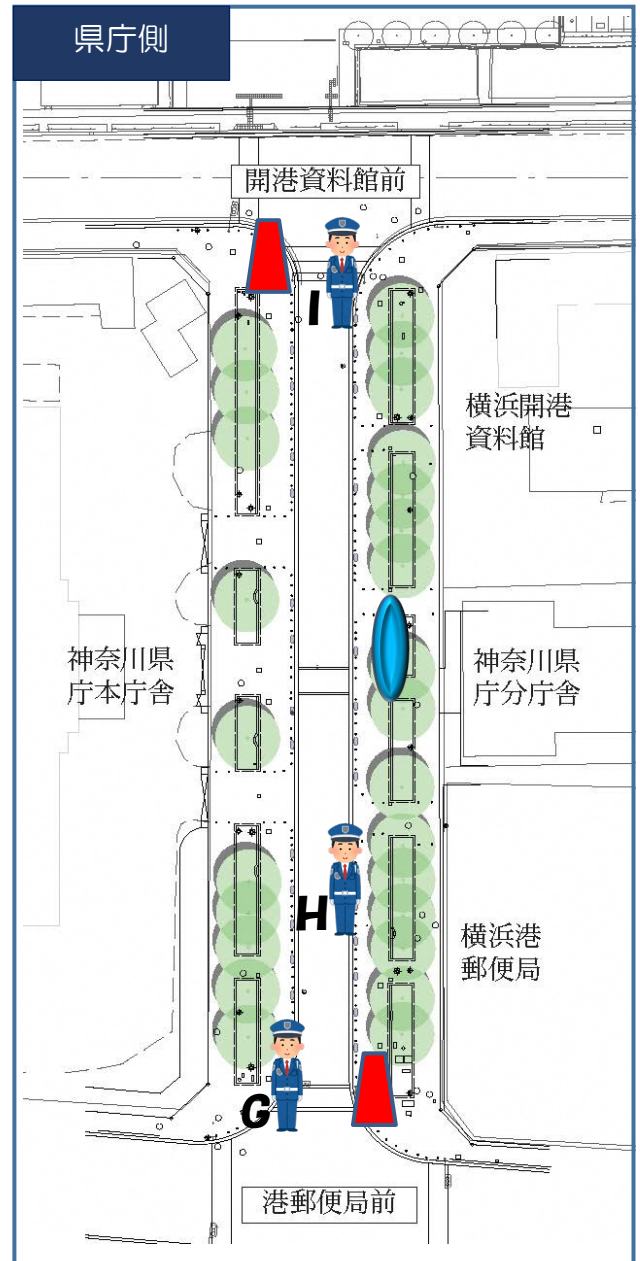
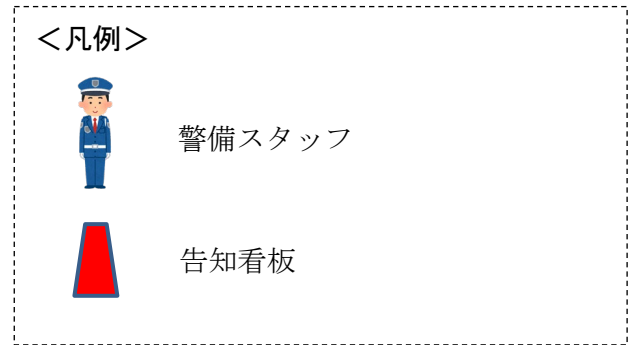
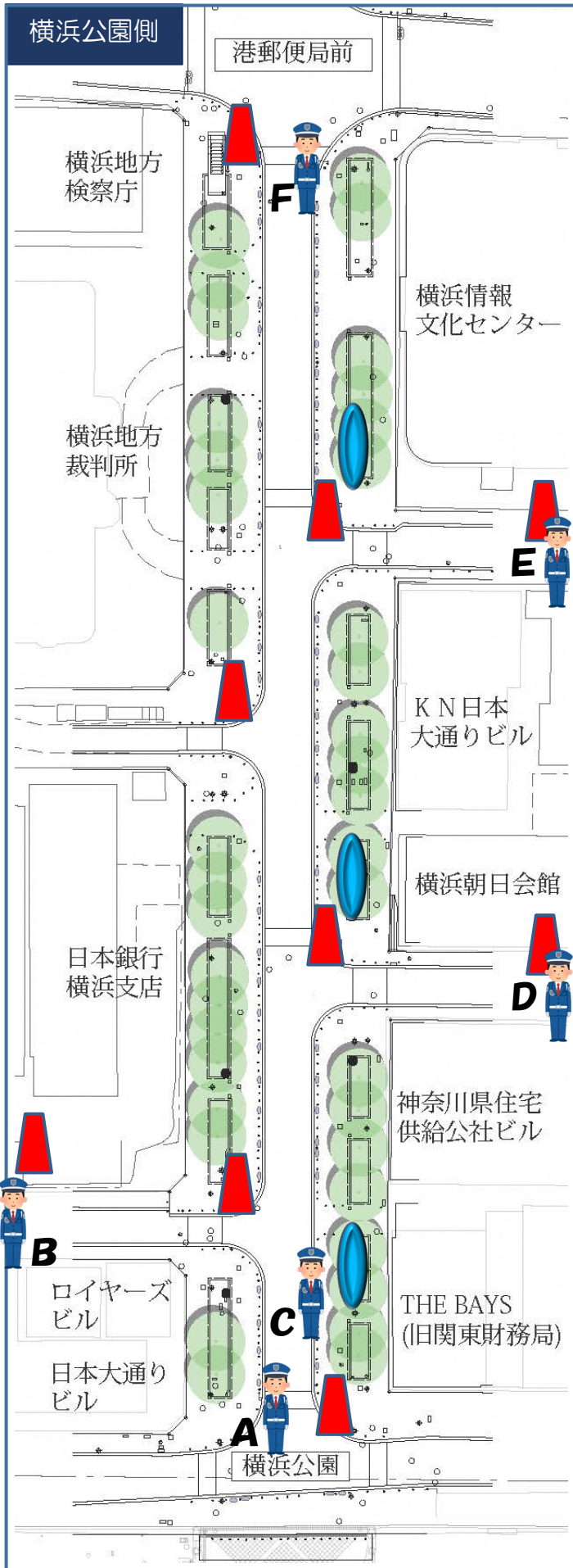
※電源使用に関しては、日本大通りエリアマネジメント協議会あてご確認ください info@nihonodori.jp



※営業中の沿道施設の導線及びオープンカフェ周辺にテント・ステージ等は設置できません



○ 日本大通りの交通規制に伴う警備スタッフの配置等について

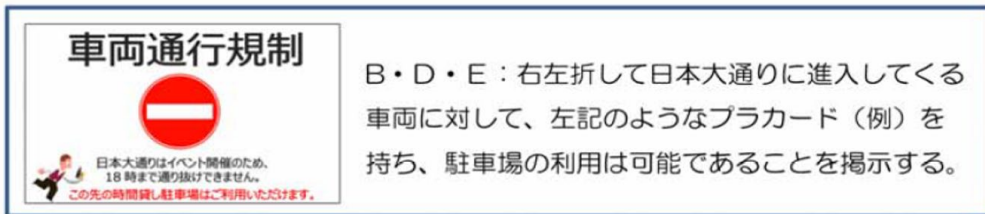


<警備内容>

会場内の混乱や危険がないよう、適切な警備と交通整理・誘導を行い、来場者・参加者の安全確保と事故の予防に努める。日本大通りへ脇道から進入する車両に対しては、適切な案内と説明を行う。

<案内例>

- A：横浜公園前から右左折して日本大通りに進入してくる車両に対して、通行禁止の案内を行う
- B：一般車両に対しては日本大通りを通行できない旨を伝え、沿道の施設関係者（駐車場利用者含む）のみ侵入させる。また、日本大通りに向かって左折できないことも併せて伝える
- C：B方面から駐車場を利用して出てきた車両に対して、右折を誘導する
- D：日本大通りには進入できない旨を伝え、近隣駐車場利用者及び施設関係者を誘導する
- E：日本大通りには進入できない旨を伝え、近隣駐車場利用者及び施設関係者を誘導する
- F：国道133号線を右左折して日本大通りに進入してくる車両に対して、通行禁止の案内を行う
- G：一般車両に対しては日本大通りを通行できない旨を伝え、郵便局及びイベント関係の車両のみ進入させる
- H：郵便局内駐車場への郵便車両等の進入及び出庫時に歩行者と事故のないよう交通整理する
- I：海岸通りから右左折して日本大通りに進入してくる車両に対して、通行禁止の案内を行う



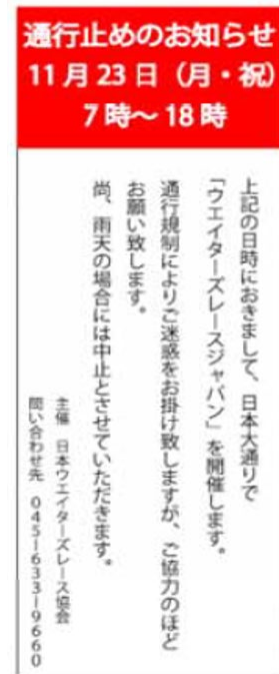
<告知看板の設置について>

通行規制を行う場合は、規制がかかることを事前に周知するための告知看板の掲示が必要になります。

- ※ 中土木事務所及び加賀町警察署からの指導があります。
- ※ イベント実施のための道路占用許可とは別に、告知看板用の道路占用許可が必要です。



設置イメージ



告知看板の例

発 行 : 横浜市中区役所

連絡先 : 区政推進課企画調整係

住 所 : 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地

電 話 : 045-224-8127 FAX : 045-224-8214

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/archive/publish/leaflet/nihonodorieventguide.html>